

(9) 負担金償還の対策

管理係([一覧に戻る](#))

事業名	農家負担金軽減支援対策事業(水田・畑作経営所得安定対策等支援事業)			
事業主体	公募団体(全国土地改良事業団体連合会)			
事業内容	水田・畑作経営所得安定対策の導入など、力強い農業構造の実現を支援するため、担い手への農用地利用集積率の増加が見込まれる地区に対し、土地改良区等へ対象事業地区に係る農家負担金の5/6を公募団体(全国土地改良事業団体連合会)が経営所得安定対策等支援資金として無利子融資する。 【対象事業】 平成6年度以降に採択された次の土地改良事業等(国営事業等の場合は、平成19年度以降償還開始地区を含む)。ただし、担い手育成農地集積事業に基づく事業の対象となる事業及び水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づく水利施設整備事業のうち農地集積促進型を除くもの。 (1)国営土地改良事業 (2)独立行政法人水資源機構事業 (3)国立研究開発法人森林総合研究所事業 (4)土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業 (5)国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)から(4)までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業 【貸付条件】 貸付限度額:土地改良事業の農家負担額の5/6 償還期限:25年以内(据置期間を含む) 貸付利率:無利子 ※事業完了地区では、残元金の5/6以内での貸付けを受けることにより、借換え資金として活用できる。			
採択要件	1. 事業地区の要件 経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度(対象事業の完了年度から4年、完了事業の場合は本事業の着手から5年以内で設定)までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加することが確実と見込まれること、若しくは高収益作物の生産額がおおむね20%以上増加することが確実と見込まれること、又は輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。 2. 担い手の要件 「担い手」とは、農家負担金軽減支援対策事業実施要領第5に定めるもの(同要領第5の3に定めるものを除く)又は地域計画(基盤強化法第19条に規定する地域計画)のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項の地図)に位置付けられた者。 また、次のいずれかに該当するものも「担い手」とすることができる。 (1)エコファーマー (2)砂糖及びでん粉原材料かんしょに関する支援対象者 (3)「野菜の産地強化計画の策定について」第1に規定する産地強化計画に位置付けられた者 (4)果樹産地構造改革で定める産地計画に記載される内容に該当する農業者 (5)農業生産活動規範を遵守する作物の生産又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者 3. 経営等農用地面積の増加割合(採択時→目標) ①80%未満 → 10ポイント以上増加(目標年度の利用集積率が60%未満となる場合は採択しない) ②80～90%未満 → 5ポイント以上増加 ③90～95%未満 → 95%以上へ ④95%以上 → シェア引き上げ ⑤100% → 100%を維持 ⑥高収益作物の生産額がおおむね20%以上増加すること			
実施要綱	農家負担金軽減支援対策事業実施要綱			
実施要領	農家負担金軽減支援対策事業実施要領 別紙3			
交付要綱	全国土地改良事業団体連合会 水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程			
補助率	区分	国	県	その他
		100	0	0
適用	認定期間:平成19年度～令和11年度まで			

事業名	農家負担金軽減支援対策事業(災害被災地域土地改良負担金償還助成事業)			
事業主体	公募団体 (全国土地改良事業団体連合会)			
事業内容	一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等(以下の対象事業に掲げる土地改良事業等の事業地区)の受益地に係る営農再開までの負担金の償還利息に相当する額(ただし、被災年度から三年度分の額を上限とする。)を公募団体(全国土地改良事業団体連合会)から土地改良区等に助成する。 【対象事業】 次の土地改良事業 (1) 国営土地改良事業 (2) 独立行政法人水資源機構事業 (3) 国立研究開発法人森林総合研究所事業 (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業 (5) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)から(4)までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業			
採択要件	事業地区の要件 対象事業の地区について、被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。 なお、災害関連事業は対象とならない。 《対象となる災害復旧事業》 (1) 暫定法関連 ① 農地災害復旧事業 ② 農業用施設災害復旧事業 (2) 土地改良法第87条の5 ③ 直轄・代行災害復旧事業 (3) 海岸法第5条、第6条 ④ 海岸保全施設災害復旧事業 ⑤ 直轄海岸保全施設災害復旧事業 (4) 地すべり等防止法第7条、第10条 ⑥ 地すべり防止施設災害復旧事業 ⑦ 直轄地すべり防止施設災害復旧事業 (5) 独立行政法人水資源機構法第12条第1項第3号 かんがいの用に供する水資源開発施設及び愛知豊川用水施設についての災害復旧事業 (6) 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の緑資源機構法第11条第1項第9号及び森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第6号 特定中山間保全施設整備事業及び農用地総合整備事業についての災害復旧事業			
実施要綱	農家負担金軽減支援対策事業実施要綱			
実施要領	農家負担金軽減支援対策事業実施要領 別紙4			
交付要綱	全国土地改良事業団体連合会 災害被災地域償還助成金交付規程			
補助率	区分	国	県	その他
		100	0	0
適用	認定期間：平成19年度～令和11年度まで			

事業名	農家負担金軽減支援対策事業(農地有効利用推進支援事業)			
事業主体	公募団体 (全国土地改良事業団体連合会)			
事業内容	農地耕作条件改善事業を実施地区で、担い手への農地利用集積がおおむね8割以上となる地区において、土地改良区等へ事業に係る農家負担金の償還利息相当の5/6を公募団体(全国土地改良事業団体連合会)が無利子助成する「事業費助成型」、農地中間管理機構へ農地の長期間の賃貸借契約締結(10年間以上)に伴い、土地改良事業償還金等債務のある農地の出し手に対する賃料の一括前払いに必要な借入資金に係る償還利子相当額を公募団体(全国土地改良事業団体連合会)が無利子助成する「一括前払助成型」がある。なお、「事業費助成型」及び「一括前払助成型」を併せて、行うことも可能。 【対象地区】 農地耕作条件改善事業の実施地区において、助成団体が農家負担金軽減支援対策事業実施要領別紙6第2に規定する農地利用推進計画を策定し、認定を受けた地区 【助成団体】 (1) 事業費助成型 ① 土地改良区(なお、土地改良区が設立されていない対象地区では、市町村が申請する農地利用推進計画に定められた借入主体) ② 農業協同組合 ③ 農業協同組合連合会 ④ 農業を営む者が組織する法人 (2) 一括前払助成型 ① 農地中間管理機構 【助成額】 (1) 事業費助成型 助 成 額: 当該年度の受益者負担金の償還利子相当額の5/6以内を限度とし助成 (2) 一括前払助成型 助 成 額: 当該年度の一括前払金借入資金の償還利子相当額を限度とし助成			
採 択 要 件	1. 事業地区の要件 農地耕作条件改善事業の実施地区において、目標年度における担い手への農地利用集積が事業実施地域内農用地のおおむね8割以上となること。 ※ 目標年度 : 対象事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することが出来る。 2. 担い手の要件 「担い手」とは、農家負担金軽減支援対策事業実施要領第5に定めるもの。			
実 施 要 綱	農家負担金軽減支援対策事業実施要綱			
実 施 要 領	農家負担金軽減支援対策事業実施要領 別紙6			
交 付 要 綱	全国土地改良事業団体連合会 農地有効利用推進支援助成金交付規程			
補 助 率	区 分	国	県	その他
		100	0	0
適 用				

事業名	農家負担金軽減支援対策事業(地域生産基盤保全強化支援事業)			
事業主体	公募団体(全国土地改良事業団体連合会)			
事業内容	担い手への農用地の利用集積等を支援するための地域生産基盤保全強化支援計画に従って、土地改良区等に対して、対象地区における受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として公募団体(全国土地改良事業団体連合会)が地域生産基盤保全強化支援事業の助成金として助成する。 【対象事業】 担い手育成農地集積事業の対象となる事業を除くもの。 (1) 国営土地改良事業 (2) 独立行政法人水資源機構事業 (3) 国の補助を受けて実施された土地改良事業 (4) 国の補助を受けないで実施された土地改良事業であって、(1)から(3)までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業			
採択要件	1. 事業地区の要件 地域生産基盤保全強化支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加することが確実と見込まれること、若しくは高収益作物の生産額がおおむね20%以上増加することが確実と見込まれること、又は輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき認定された輸出事業計画との連携や先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られること。 2. 担い手の要件 「担い手」とは、農家負担金軽減支援対策事業実施要領第5に定めるもの(同要領第5の3に定めるものを除く)又は地域計画(基盤強化法第19条に規定する地域計画)のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項の地図)に位置付けられた者。 また、次のいずれかに該当するものも「担い手」とすることができる。 (1) エコファーマー (2) 砂糖及びでん粉原材料かんしょに関する支援対象者 (3) 「野菜の産地強化計画の策定について」第1に規定する産地強化計画に位置付けられた者 (4) 果樹産地構造改革で定める産地計画に記載される内容に該当する農業者 (5) 農業生産活動規範を遵守する作物の生産又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者 3. 経営等農用地面積の増加割合(採択時→目標) ①80%未満 → 10ポイント以上増加(目標年度の利用集積率が60%未満となる場合は採択しない) ②80～90%未満 → 5ポイント以上増加 ③90～95%未満 → 95%以上へ ④95%以上 → シェア引き上げ ⑤100% → 100%を維持 ⑥高収益作物の生産額がおおむね20%以上増加すること			
実施要綱	農家負担金軽減支援対策事業実施要綱			
実施要領	農家負担金軽減支援対策事業実施要領 別紙7			
交付要綱	全国土地改良事業団体連合会 地域生産基盤保全強化支援事業助成金交付規程			
補助率	区分	国	県	その他
		100	0	0
適用	認定期間：令和7年度～			